

令和4年度児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）の指導監査結果

第1章 指導監査の方針

1 指導監査の意義と目的

児童福祉施設には、児童福祉法による設置目的に沿って、サービスの質の向上に努めながら、利用者に適切な処遇を行うことが求められます。また、施設が有する専門的機能や福祉情報を積極的に地域社会に提供し、地域の福祉活動の拠点としての機能を果たす等、児童福祉事業の主たる担い手として多様な役割を果たしていくことに大きな期待が寄せられています。

その期待に応えるためには、安定的、継続的な施設運営及びコンプライアンス重視の姿勢が不可欠です。

こうしたことから、市では、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条その他関係法令の規定に基づき指導監査を実施しています。

2 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）に係る指導監査重点事項

I 教育・保育環境の整備について

- (1) 学級編成及び職員配置の状況
- (2) 認可定員の遵守状況
- (3) 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕・改善等の実施状況
- (4) 教育・保育を行う期間・時間の状況
- (5) 職員の確保・定着促進及び資質の向上の取組状況

II 教育・保育内容について

- (1) 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成状況
- (2) 指導計画の作成状況
- (3) 小学校教育との円滑な接続に関する取組状況
- (4) 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携状況

III 健康・安全・給食について

- (1) 健康の保持増進に関する取組状況
- (2) 事故防止・安全対策に関する取組状況
- (3) 火災・地震・水害・土砂災害等を含む非常災害対策の取組状況
- (4) 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況

第2章 指導監査の結果

1 指導監査の実施状況及び指摘事項の概要等

所管施設数（幼保連携型認定こども園） 22施設（令和5年3月31日時点）

指導監査実施施設数 22施設

		施設数	実施施設数に対する 指摘等の割合
文書指摘・口頭指導【あり】の施設数		12	54.5%
(内訳)	文書指摘のみ	(1)	(4.5%)
	口頭指導のみ	(9)	(40.9%)
	文書指摘及び口頭指導	(2)	(9.1%)
文書指摘・口頭指導【なし】の施設数		10	45.5%
指導監査実施施設数		22	

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合があります。

<指摘事項の内容及び件数>

	文書指摘	口頭指導	合計	割合
適切な入所者処遇の確保の状況	1	4	5	19.2%
1 事故防止の指針の整備、事故発生防止及び発生時の対応措置状況	(1)	(2)	(3)	(11.5%)
2 園児への健康診断等健康管理の実施状況	(0)	(2)	(2)	(7.7%)
施設の運営管理体制の状況	3	8	11	42.3%
1 管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況	(0)	(8)	(8)	(30.8%)
2 直接処遇職員等配置基準に基づく必要な職員の確保の状況	(2)	(0)	(2)	(7.7%)
3 幼保連携型認定こども園の掲示の状況	(1)	(0)	(1)	(3.8%)
必要な職員の確保と職員処遇の状況	0	6	6	23.1%
1 通勤・住宅手当等の各種手当の規定及び支出の状況	(0)	(5)	(5)	(19.2%)
2 労使協定の締結及び労働基準監督署への提出状況	(0)	(1)	(1)	(3.8%)
防災対策への取組状況	0	4	4	15.4%
1 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓等の整備状況及び定期点検の実施状況	(0)	(1)	(1)	(3.8%)
2 消防計画の策定の状況	(0)	(2)	(2)	(7.7%)
3 その他	(0)	(1)	(1)	(3.8%)

合計件数	4	22	26	100.0%
------	---	----	----	--------

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合があります。

2 主な指摘事項

令和4年度の指導監査において、確認された指摘事例を抜粋して紹介します。

事例番号	分類	指摘内容	項
1	事故防止の指針の整備、事故発生防止及び発生時の対応措置状況	発生した事項について、本市子育てあんしん課に報告していない。	4
2	管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況	園則に規定すべき項目について、不足がある又は実態と整合していない。	5

<用語解説>

施行規則	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年7月2日号外内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号）
基準条例	盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年9月30日条例第33号）

事故防止の指針の整備、事故発生防止及び発生時の対応措置状況

事例番号	1	分類	事故防止の指針の整備、事故発生防止及び発生時の対応措置状況
指摘内容	発生した事項について、本市子育てあんしん課に報告していない。		
指摘例	令和4年●月に園内で発生した事故により医療機関を受診した事例について、本市子育てあんしん課に報告していないことを確認したので、速やかに報告すること。		
解説	報告の必要のある事故について、本市子育てあんしん課に報告していなかった事例です。		
	保育中に起きた事故等のうち、次に該当するものは報告の必要があります。		
	特に、①及び②については、保育所から市への報告後、さらに市から厚生労働省に報告することとなりますので、速やかに所定の様式による報告を行ってください。		
		事故等の内容	
	①	死亡事故	
②	治癒に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等 (意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告。)		
③	①及び②以外の重篤ではない事故等 (例:保育中の怪我による受診を伴う事故や疾病、誤食等)		
	参考通知 特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日付け子保発1110第1号) 特定教育・保育施設等における事故の報告等について(通知)(令和3年9月2日付け3盛福子育て号外)		
改善方法	報告の必要な事故について、職員間で情報共有をしてください。		
基本条例	特定教育・保育施設等における事故の報告等について(令和3年9月2日付け3盛福子育て号外通知)		

事例番号	2	分類	管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況
指摘内容	園則に規定すべき項目について、不足がある又は実態と整合していない。		
指摘例	<p>園則に規定されている次の項目について、実態及び重要事項説明書と差異があることを確認したので、整合を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育又は保育を行う日時数（教育標準時間認定に係る教育時間） ・保育料その他の費用徴収に関する事項（父母の会費） ・その他施設の管理についての重要事項（避難訓練の実施頻度） 		
解説	<p>園則に規定すべき項目について不備がある事例です。</p> <p>就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条に、幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項について、次のとおり規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 ・教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 ・保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項 ・利用定員及び職員組織に関する事項 ・入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 ・保育料その他の費用徴収に関する事項 ・その他施設の管理についての重要事項 <p>これらの項目に不備がないか、また内容に整合性があるかどうかを確認してください。</p>		
改善方法	園則に記載すべき事項に不足や誤りがないか、また実態及び重要事項説明書と整合しているかを確認した上で、不備がある場合は改正手続きを行ってください。		
施行規則	第16条（幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項）		

第3章 適正な施設運営のために

児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）がその設置の趣旨に沿って事業の公共性と適正な運営を確保するためには、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」をはじめ、「盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例」や厚生労働省通知等をよく理解し遵守しなければなりません。

施設の運営は、公費を主たる財源として行われる極めて公共性の高いものであることから、その経理状況及び経営状況を常に明らかにし、会計の透明性と公平性を確保する必要があります。

また、利用者の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するためには、教育及び保育の質の向上に努めなければなりません。そのためには園児に対する教育及び保育について「計画」・「実践」・「評価」・「改善」のサイクルを繰り返し、外部研修や内部研修等を行うことで、職員の資質の向上に努める必要があります。

市としましても、幼保連携型認定こども園における教育及び保育内容の質の向上や適切な事務処理等が行われるよう、施設運営に有効となる情報提供等を行っていきたいと考えています。

今後とも、幼保連携型認定こども園を利用している利用者の最善の利益を第一に施設運営を行うようお願いします。